



JEF ウォーニングカード 2026



大会名／競技名 _____

日付 _____

選手 (JEF No.) _____

馬の責任者氏名 _____

馬名 (JEF No.) _____

違反行為(何れかに☑)

馬への虐待行為
JEF 107 条&132 条 3 および／あるいは総合馬術規程 526 条 1

JEF 規程に定める不適切な行為
JEF 132 条 3

当該スポーツ規程の遵守不履行
JEF132 条 3

防護用ヘルメットの着用規則違反(該当する場合)
当該スポーツ規程による

上記のすべての違反行為について、その具体的な行為および状況、
ならびに関連する JEF 規則の条項を明記してください:

役員:
氏名／署名 _____

大会役職 _____

選手／馬の管理責任者署名

JEF 競技会規程 第 132 条第 3 項抜粋

第 38 版 2026 年 4 月 1 日施行より

3. イエローウォーニングカード

(a)イエローウォーニングカードは、競技会期間中に、競技会審判団長、チーフスチュワードあるいは技術代表から、以下の違反を犯した者に対して発行する。

・馬に対する虐待行為

・馬管理責任者による不適切な行為および／あるいはアントラージュによる不適切な行為。

この条項において「アントラージュ」とは、馬管理責任者の両親、配偶者あるいはパートナー、家族、コーチ、トレーナー、グルーム、その他のスタッフなど、馬管理責任者と直接関わっている人々を指し、馬管理責任者の馬の所有者もこれに含まれる。

・本競技会規程に違反した場合

・保護用ヘッドギア着用義務に違反した場合(第 108 条参照)

(b)イエローウォーニングカードは手渡しあるいはその他の適切な方法で渡される。渡そうとしたにも関わらず、競技会期間中に馬管理責任者にイエローウォーニングカードが発行されたことを通知できなかった場合、馬管理責任者には競技会から 14 日以内に通知をされなければならない。

(c)イエローウォーニングカードは、本競技会規程に基づいて科された制裁とともに付加的に発行されることがある。

(d)同じ馬管理責任者が、主催あるいは公認競技会で最初のイエローウォーニングカードを受けてから 1 年以内に、同一競技会または他の主催および公認競技会で1枚あるいは複数のイエローウォーニングカードを出された場合、その馬管理責任者は自動的に、JEF 理事長から通達を受けた後、2ヶ月間資格停止処分となる。

JEF 競技会規程 総合馬術競技 第526条より

以下の違反行為に対しては、イエローウォーニングカードがシステムの的に提示される。

(a)馬への虐待のあらゆる事例;

(b)第 526 条 1.3 に定義される鞭の過度な使用;

(c)疲労した馬への継続的な追い込み;

(d)極度の疲労状態にある馬への騎乗。この場合、失格処分に加え、さらなる懲戒処分のため FEI に委ねられる。